

様式14

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 証 番 号	愛媛県公安委員会 第330号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	シミズ代行
	主たる営業所が所在する市町	大洲市
処 分 年 月 日		令和4年1月27日
処 分 内 容		認定の取消し
処 分 理 由		道路運送法第78条の規定に違反し、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第2号に該当することとなったため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第7条第1項第2号
処分を行った公安委員会		愛媛県公安委員会

注 処分内容欄は、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。